

令和6年度における県単独補助事業の経過措置について

群馬県生活こども部こども・子育て支援課保育係

保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)

【制度の見直しの経緯】

令和2年度より施設型給付費等の栄養管理加算において、栄養士の配置等の施設の取組状況に応じた評価を行うため、一律の加算額を段階的とする拡充が行われ、食育やアレルギーのある子ども等への適切な対応を推進していくこととなった。

従来の保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)は、国の制度拡充より先行して配置基準を超える調理員の人件費を補助対象としていたが、当該拡充により一部対象経費が重複することとなった。

これについて、経過措置を設定していたが、令和5年度をもって「調理員の人件費」を終了とする。

【R6改正後の事業概要】

(1) 事業内容

食物アレルギーにかかる事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化、給食設備等にかかる経費の一部を補助する。

(2) 補助対象施設

民間の保育所及び認定こども園(中核市を除く)

(3) 対象事業

①食物アレルギー児童に関する保護者支援等の実施

②食物アレルギー対応食の調理に必要な備品の購入

※調理員の人件費は対象外

(4) 補助要件

以下の全ての要件を満たすこと

①食物アレルギー児童が1人以上入所する保育所等

②食物アレルギー児童に配慮した給食の提供

③食物アレルギー対策委員会等の設置

④食物アレルギーに関する園内研修の実施

(5) 補助基準額及び対象経費

①補助基準額 1施設あたり 年額 100,000円

②対象経費 需用費、備品費 (人件費を除外)

(6) 補助率

県1/2、市町村1/2